

指定障害児通所支援事業者 代表者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長
(公印省略)

児童発達支援及び放課後等デイサービス事業における自己評価
結果等の公表及び届出について (通知)

平素は、本府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年6月の集団指導において説明のとおり、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、放課後等デイサービスにおいては平成29年4月から、児童発達支援においては平成30年4月から、自己評価及び保護者による評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられております。また、平成30年度報酬改定により、自己評価結果等未公表減算が創設され、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について都道府県に届出がない場合、平成31年4月以降の報酬請求において、減算が適用されることとなりました。

つきましては、自己評価結果等の公表について、下記により届出願います。

記

- 1 届出を要する対象事業 児童発達支援、放課後等デイサービス
(共生型、基準該当を含む)
- 2 届出期日 平成31年3月25日(月)【事務整理上、期日までの提出にご協力ください】
- 3 届出書類 (1) 別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」
事業所ごとに提出
(2) 公表している「自己評価表」及び「保護者評価表」
サービスの種類ごとに提出
- 4 届出方法 所管する府内の保健所(別添)あて届出してください。

| | |
|----|--|
| 担当 | 障害者支援課福祉サービス・障害児支援担当 電 話 (075) 414-4633 FAX (075) 414-4597 |
|----|--|

参考資料

1 自己評価の方法について

(1)実施方法

「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」の別添に自己評価の流れ、評価表のひな型等が示されていますので、参考にしてください。

(2)評価表の様式

各ガイドラインの別添に、事業者向け自己評価表及び保護者向け評価表のひな型等が示されていますので活用願います。事業所で加除修正を行うことも可能です。

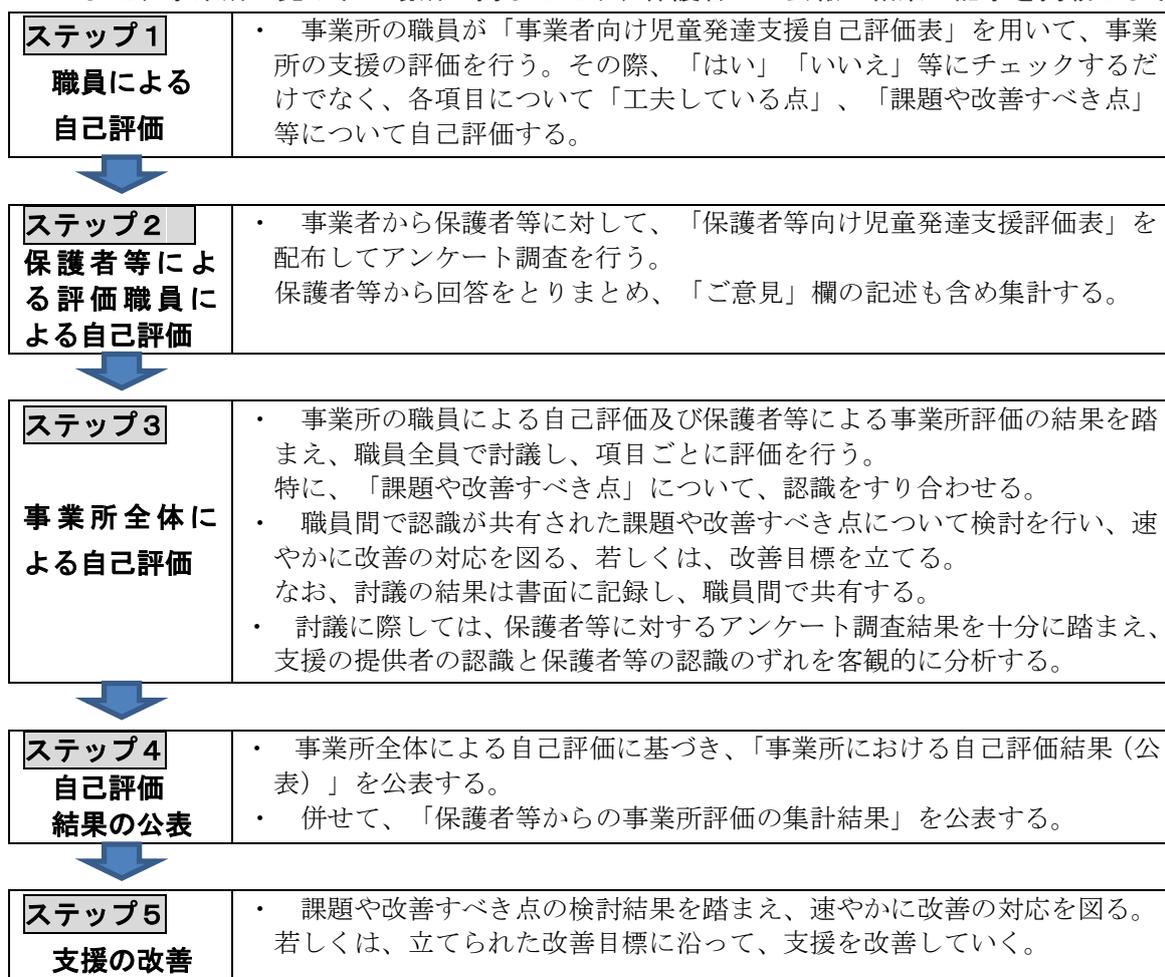
(3)公表の時期

概ね1年間に1回以上

(4)公表の方法

インターネットを活用し自法人のホームページの掲載等により公表します。

また、事業所の見やすい場所へ掲示したり、保護者への会報に結果の記事を掲載します。



※「児童発達支援ガイドライン」参照

2 自己評価結果等未実施減算について

(1)減算の対象となる事業

児童発達支援、放課後等デイサービス（共生型、基準該当含む）

(2)算定単位数

所定単位数の100分の85（15%減算）

(3)減算対象期間等

都道府県に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算を適用

※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しない。

ただし、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、京都府に届け出ること。

<参考>

●報酬告示（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準）別表

第1 児童発達支援

1 注3

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、(3)については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(3)指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合100分の85

第2 放課後等デイサービス

1 注5 略（児童発達支援と同様）

●留意事項通知

（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）より抜粋

第二 (8)質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算（児童指導員等配置加算を除く。）がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の100分の85ではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容（以下、「自己評価結果等」という。）未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。